

議案第 3 号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 19 年 6 月 13 日提出

市川市長 千葉 光行

市川市条例第 号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(6) 財団法人千葉県建設技術センター

第 8 条中「(通勤による災害を含む。)」を削り、同条を第 9 条とする。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条中「において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 7 条第 2 項に規定する通勤を含む。）」を「の業務」に改め、同条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（職務に復帰した職員に関する市川市職員の分限に関する条例の特例）

第 5 条 職員派遣後職務に復帰した職員に関する市川市職員の分限に関する条例（昭和 26 年条例第 53 号）第 5 条第 1 項の規定の適用については、派遣先団体の業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 7 条第 2 項に規定する通勤を含む。次条及び第 9 条において同じ。）を公務とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

建築基準法の改正等を踏まえ千葉県知事が構造計算適合性判定を実施する者として指定する財団法人千葉県建設技術センターに職員を派遣することとするため、同センターを派遣することができる団体に加えるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

